



平成 21 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー エ ヌ ア イ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 CEO イ ン ・ ル オ
(コード番号:2160 東証マザーズ)
問 合 せ 先 経 営 管 理 部 田 中 忍
(TEL. 03-5326-3097)

当社従業員等に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件について

会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、以下の要領により、当社従業員、当社子会社及び当社の関係会社の従業員並びに当社取引先、コンサルタント等の当社協力先に対し、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき平成 21 年 6 月 17 日（水曜日）開催予定の第 8 期定時株主総会にてご承認をお願いするものであります。

記

1. 特に有利な条件により新株予約権を発行することを必要とする理由

対象者と株主様との利益を一致させることにより、対象者が株主様と同じ視点に立って当社の業績向上に邁進する契機を創出し、もって当社の経営の発展を図ることを目的として、当社従業員、当社子会社及び当社の関係会社の従業員並びに当社取引先、コンサルタント等の当社協力先に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 株主総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) その委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

後記(2)に定める内容の新株予約権2,000個(新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。))は、当社普通株式1,000株とする。但し、後記(2)アに定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(2) その委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

ア 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式2,000,000株を総株数の上限とする。

なお、下記イに基づいて行使価額が調整される場合には、以下のとおり、新株予

約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、調整の原因となる事由が生じた時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

イ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（終値のない日を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）、又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。なお、新株予約権の割当て後、当社が株式の分割または併合を行う場合は、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後に、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

ウ 新株予約権を行使することができる期間

- ① 新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から1年を経過した日から9年以内で、当該取締役会決議の定める期間
- ② 上記①により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記オ②に定める事由が生じた場合には、下記オ②の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。

エ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円の端数を生じる場合にはこれを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

オ 新株予約権の行使の条件

- ① 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ② (i)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く)、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記ウにかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。
- ③ 新株予約権の割当時において、当社の従業員、当社子会社及び当社の関係会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ④ 新株予約権の割当時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。
- ⑤ その他の権利の行使の条件は、本総会以後に開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「新株予約権割当契約」という)に定めるところによる。

カ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。

キ 端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合においては、これを切り捨てるものとする。

ク 細目事項

新株予約権に関する細目事項については、本総会以後に開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議により定める。

3. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権については、金銭の払込みを要しないものとする。

以 上